

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
各地方防衛局長

」 殿

防衛装備庁装備政策部長
(公印省略)

防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護に関する関係訓令の実施要領についての一部改正について（通知）

標記について、防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号）第53条第1項、防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第59条第1項、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号）第48条及び装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について（装装保第4224号。令和6年3月13日）第8並びに装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第3項第3号及び第10項並びに防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第19号）第19条の規定に基づき、防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護に関する関係訓令の実施要領について（装装保第7038号。令和8年3月31日）の一部を下記のとおり改正したので通知する。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<u>防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護及び防衛事業適合事業者による情報セキュリティの確保に関する関係訓令の実施要領について（通知）</u> 標記について、防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２５号）第５３条第１項、防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２６号）第５９条第１項、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２７号）第４８条及び装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について（装装保第４２２４号。令和６年３月１３日）第８並びに<u>装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）第３項第３号及び第１０項並びに防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和７年防衛装備庁訓令第１９号）第１９条の規定に基づき、防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護について別紙第１のとおり、防衛事業適合事業者による情報セキュリティの確保について別紙第２のとおり、それぞれ定めたので通知する。</u> なお、<u>別紙第１</u>の第１６並びに第１７第３項及び第４項の規定は、防衛事業適合事業者契約締結後において新たに締結した秘密取扱原因契約から適用するものとし、防衛事業適合事業者契約を締結する場合における履行中の秘密情報等の保全に関する特約条項の変更要領について（装装保第１２５４６号。令和７年６月３０日）により申請した秘密取扱原因契約については、なお	<u>防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護に関する関係訓令の実施要領について（通知）</u> 標記について、防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２５号）第５３条第１項、防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２６号）第５９条第１項、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２７号）第４８条及び装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について（装装保第４２２４号。令和６年３月１３日）第８並びに<u>防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和７年防衛装備庁訓令第１９号）第１９条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。</u> なお、<u>別紙</u>の第１６並びに第１７第３項及び第４項の規定は、防衛事業適合事業者契約締結後において新たに締結した秘密取扱原因契約から適用するものとし、防衛事業適合事業者契約を締結する場合における履行中の秘密情報等の保全に関する特約条項の変更要領について（装装保第１２５４６号。令和７年６月３０日）により申請した秘密取扱原因契約については、なお従前の例による。

従前の例による。 添付書類：<u>別紙第 1 及び別紙第 2</u> 写送付先：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長、陸上幕僚監部装備計画部長、海上幕僚監部指揮通信情報部長、海上幕僚監部装備計画部長、<u>航空幕僚監部運用支援・情報部長及び航空幕僚監部装備計画部長</u> <u>別紙第 1</u> 防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護に関する関係訓令の実施要領について 第 1 <u>趣旨</u> [略] 第 6 防衛事業適合事業者への特定資料又は特定物件の提供及び返却 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者に特定資料又は特定物件を提供する場合は、その旨を<u>付紙様式第 1</u>により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとし、あわせて当該防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等に共有するものとする。 2～3 [略] 4 秘密の管理職員は、前 2 項の規定により防衛事業適合事業者に特定資料又は特定物件の保有を継続させると判断したときは、その旨を<u>付紙様式第 2</u>により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。 第 8 制限区域 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業	添付書類：<u>別紙</u> 写送付先：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長、陸上幕僚監部装備計画部長、海上幕僚監部指揮通信情報部長、海上幕僚監部装備計画部長、<u>航空幕僚監部運用支援・情報部長航空幕僚監部装備計画部長</u> <u>別紙</u> 防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護に関する関係訓令の実施要領について 第 1 <u>趣 旨</u> [同左] 第 6 防衛事業適合事業者への特定資料又は特定物件の提供及び返却 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者に特定資料又は特定物件を提供する場合は、その旨を<u>別紙様式第 1 号</u>により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとし、あわせて当該防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達部長等に共有するものとする。 2～3 [同左] 4 秘密の管理職員は、前 2 項の規定により防衛事業適合事業者に特定資料又は特定物件の保有を継続させると判断したときは、その旨を<u>別紙様式第 2 号</u>により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。 第 8 制限区域 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業
---	--

者が制限区域を設定しようとする場合において、当該制限区域における特定の特定資料等の取扱いにより予想される秘密の保全上の脅威を分析し、その結果に照らし、当該制限区域の場所、当該制限区域を使用する目的、期間、時間等を勘案した上で、当該防衛事業適合事業者が当該特定資料等を情報漏えいの蓋然性の極めて低い環境で安全に取り扱うことができると認めたときは、当該防衛事業適合事業者から、設定の期間及び時間、予想される秘密の保全上の脅威並びに管理者の配置、制限区域の境界の設定及び管理、制限区域の監督及び監視、制限区域への立入りの制限、管理規則の整備その他当該防衛事業適合事業者が講じる制限区域の設定及び運用に係る秘密の保全上の対応策について、付紙様式第3により、地方防衛局調達部長等を経て申請させるものとする。

2 前項の申請を受けた秘密の管理職員は、申請に係る制限区域における防衛事業適合事業者による特定の特定資料等の取扱いの必要性、当該制限区域における特定資料等の取扱いに伴い予想される秘密の保全上の脅威並びに当該防衛事業適合事業者が当該制限区域において講じる制限区域の設定及び運用に係る秘密の保全上の対応策の妥当性の詳細について確認の上、秘密の保全上の支障が生じないと判断した場合は、当該制限区域に配置される管理者に対する教育資料を作成した上で、付紙様式第4により装備保全管理課長に進達するものとする。

3 前項の進達を受けた装備保全管理課長は、申請に係る制限区域の秘密の保全上の妥当性を判断し、その設置を認める場合は、付紙様式第5により承認するもの

者が制限区域を設定しようとする場合において、当該制限区域における特定の特定資料等の取扱いにより予想される秘密の保全上の脅威を分析し、その結果に照らし、当該制限区域の場所、当該制限区域を使用する目的、期間、時間等を勘案した上で、当該防衛事業適合事業者が当該特定資料等を情報漏えいの蓋然性の極めて低い環境で安全に取り扱うことができると認めたときは、当該防衛事業適合事業者から、設定の期間及び時間、予想される秘密の保全上の脅威並びに管理者の配置、制限区域の境界の設定及び管理、制限区域の監督及び監視、制限区域への立入りの制限、管理規則の整備その他当該防衛事業適合事業者が講じる制限区域の設定及び運用に係る秘密の保全上の対応策について、別紙様式第3号により、地方防衛局調達部長等を経て申請させるものとする。

2 前項の申請を受けた秘密の管理職員は、申請に係る制限区域における防衛事業適合事業者による特定の特定資料等の取扱いの必要性、当該制限区域における特定資料等の取扱いに伴い予想される秘密の保全上の脅威並びに当該防衛事業適合事業者が当該制限区域において講じる制限区域の設定及び運用に係る秘密の保全上の対応策の妥当性の詳細について確認の上、秘密の保全上の支障が生じないと判断した場合は、当該制限区域に配置される管理者に対する教育資料を作成した上で、別紙様式第4号により装備保全管理課長に進達するものとする。

3 前項の進達を受けた装備保全管理課長は、申請に係る制限区域の秘密の保全上の妥当性を判断し、その設置を認める場合は、別紙様式第5号により承認するもの

とする。この場合において、装備保全管理課長は、地方防衛局調達部長等に情報保全体制の変更に係る現地調査等を行わせることができる。

4 [略]

- 5 制限区域を解除（承認を受けた期間が満了した場合を含む。）した場合は、秘密の管理職員は、当該防衛事業適合事業者から、付紙様式第6により、地方防衛局調達部長等を経て装備保全管理課長に届出させるものとする。

第10 下請負事業者への交付及び伝達

- 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者が下請負事業者（秘密を取り扱う業務を行うことについての許可を受けた下請負事業者に限る。次項において同じ。）に特定資料等を提供するときは、あらかじめ、当該防衛事業適合事業者から付紙様式第7により申請させるものとする。ただし、あらかじめ秘密の管理職員から当該提供について許可を得ている場合は、この限りでない。
- 2 秘密の管理職員は、前項の申請があった場合は、同項の防衛事業適合事業者が履行する秘密取扱原因契約及びこれとは別に執られた同項の下請負事業者に対する下請負に係る手続に照らし、当該申請に係る特定資料等を当該下請負事業者に提供する必要性並びにその方法、手段等及び日時の妥当性について審査し、当該申請について許可するときにあつては付紙様式第8により、当該申請について許可しないときにあつては任意の書式により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。

第11 防衛事業適合事業者による特定資

のとする。この場合において、装備保全管理課長は、地方防衛局調達部長等に情報保全体制の変更に係る現地調査等を行わせることができる。

4 [同左]

- 5 制限区域を解除（承認を受けた期間が満了した場合を含む。）した場合は、秘密の管理職員は、当該防衛事業適合事業者から、別紙様式第6号により、地方防衛局調達部長等を経て装備保全管理課長に届出させるものとする。

第10 下請負事業者への交付及び伝達

- 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者が下請負事業者（秘密を取り扱う業務を行うことについての許可を受けた下請負事業者に限る。次項において同じ。）に特定資料等を提供するときは、あらかじめ、当該防衛事業適合事業者から別紙様式第7号により申請させるものとする。ただし、あらかじめ秘密の管理職員から当該提供について許可を得ている場合は、この限りでない。
- 2 秘密の管理職員は、前項の申請があった場合は、同項の防衛事業適合事業者が履行する秘密取扱原因契約及びこれとは別に執られた同項の下請負事業者に対する下請負に係る手続に照らし、当該申請に係る特定資料等を当該下請負事業者に提供する必要性並びにその方法、手段等及び日時の妥当性について審査し、当該申請について許可するときにあつては別紙様式第8号により、当該申請について許可しないときにあつては任意の書式により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。

第11 防衛事業適合事業者による特定資

料及び特定物件の作成

- 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者が特定資料又は特定物件を作成しようとするときは、あらかじめ、当該防衛事業適合事業者から付紙様式第9により申請させるものとする。ただし、秘密取扱原因契約において当該特定資料又は特定物件の作成が認められている場合は、この限りでない。
- 2 秘密の管理職員は、前項の申請があった場合は、同項の防衛事業適合事業者が履行する秘密取扱原因契約に照らし、当該申請に係る特定資料又は特定物件を当該防衛事業適合事業者が作成する必要性並びにその数量、日時、実施場所及び実施者の妥当性について審査し、当該作成について許可するときにあつては付紙様式第10により、当該作成について許可しないときにあつては任意の書式により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。
- 3 「略」

第12 防衛事業適合事業者による秘密の 取扱いの報告

- 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者による特定資料又は特定物件の接受、作成、送達及び廃棄について、付紙様式第11により報告させるものとする。
- 2 [略]

第 17 經過措置

- 1～3 [略]
- 4 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者が、防衛事業適合事業者でない事業者
に下請負を行おうとする場合は、令和1
0年3月31日までの間、付紙様式第1
2により申請させるものとする。

料及び特定物件の作成

- 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者が特定資料又は特定物件を作成しようとするときは、あらかじめ、当該防衛事業適合事業者から別紙様式第9号により申請させるものとする。ただし、秘密取扱原因契約において当該特定資料又は特定物件の作成が認められている場合は、この限りでない。
- 2 秘密の管理職員は、前項の申請があった場合は、同項の防衛事業適合事業者が履行する秘密取扱原因契約に照らし、当該申請に係る特定資料又は特定物件を当該防衛事業適合事業者が作成する必要性並びにその数量、日時、実施場所及び実施者の妥当性について審査し、当該作成について許可するときにあつては別紙様式第10号により、当該作成について許可しないときにあつては任意の書式により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。
- 3 「同左」

第 12 防衛事業適合事業者による秘密の 取扱いの報告

- 1 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者による特定資料又は特定物件の接受、作成、送達及び廃棄について、別紙様式第11号により報告させるものとする。
- 2 [同左]

第 17 經過措置

- 1～3 [同左]
- 4 秘密の管理職員は、防衛事業適合事業者が、防衛事業適合事業者でない事業者
に下請負を行おうとする場合は、令和1
0年3月31日までの間、別紙様式第1
2号により申請させるものとする。

5 前項の場合において、秘密の管理職員は、同項の防衛事業適合事業者が履行する秘密取扱原因契約及び別に執られた当該下請負事業者に対する下請負に係る手続に照らし、当該下請負事業者の秘密保護措置が適切に実施されており、当該下請負事業者に取り扱わせる特定資料等の範囲が適切であるかについて確認し、当該下請負について許可するときにあつては<u>付紙様式第13</u>により、当該下請負について許可しないときにあつては任意の書式により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。 6 [略] <u>付紙様式第1</u> [略] <u>属紙（付紙様式第1）</u> [略] <u>付紙様式第2</u> [略] <u>属紙（付紙様式第2）</u> [略] <u>付紙様式第3</u> [略] <u>付紙様式第3 記載要領等</u> [略] <u>付紙様式第4</u> [略] <u>付紙様式第4 記載要領等</u> [略] <u>付紙様式第5</u> [略] <u>付紙様式第6</u> [略] <u>付紙様式第7</u> [略] <u>属紙（付紙様式第7）</u> [略]	5 前項の場合において、秘密の管理職員は、同項の防衛事業適合事業者が履行する秘密取扱原因契約及び別に執られた当該下請負事業者に対する下請負に係る手続に照らし、当該下請負事業者の秘密保護措置が適切に実施されており、当該下請負事業者に取り扱わせる特定資料等の範囲が適切であるかについて確認し、当該下請負について許可するときにあつては<u>別紙様式第13号</u>により、当該下請負について許可しないときにあつては任意の書式により、当該防衛事業適合事業者に通知するものとする。 6 [同左] <u>別紙様式第1号</u> [同左] <u>別紙（別紙様式第1号）</u> [同左] <u>別紙様式第2号</u> [同左] <u>別紙（別紙様式第2号）</u> [同左] <u>別紙様式第3号</u> [同左] <u>別紙様式第3号 記載要領等</u> [同左] <u>別紙様式第4号</u> [同左] <u>別紙様式第4号 記載要領等</u> [同左] <u>別紙様式第5号</u> [同左] <u>別紙様式第6号</u> [同左] <u>別紙様式第7号</u> [同左] <u>別紙（別紙様式第7号）</u> [同左]
--	--

<u>付紙様式第 8</u> [略]	<u>別紙様式第 8 号</u> [同左]
<u>付紙様式第 9</u> [略]	<u>別紙様式第 9 号</u> [同左]
<u>属紙（付紙様式第 9）</u> [略]	<u>別紙（別紙様式第 9 号）</u> [同左]
<u>付紙様式第 1 0</u> [略]	<u>別紙様式第 1 0 号</u> [同左]
<u>属紙（付紙様式第 1 0）</u> [略]	<u>別紙（別紙様式第 1 0 号）</u> [同左]
<u>付紙様式第 1 1</u> [略]	<u>別紙様式第 1 1 号</u> [同左]
<u>属紙（付紙様式第 1 1）</u> [略]	<u>別紙（別紙様式第 1 1 号）</u> [同左]
<u>付紙様式第 1 2</u> [略]	<u>別紙様式第 1 2 号</u> [同左]
<u>属紙（付紙様式第 1 2）</u> [略]	<u>別紙（別紙様式第 1 2 号）</u> [同左]
<u>付紙様式第 1 3</u> [略]	<u>別紙様式第 1 3 号</u> [同左]
<u>別紙第 2</u> 防衛事業適合事業者による情報セキュリティの確保に関する関係訓令の実施要領について	[別紙第 2 を加える。]
第 1 趣旨 この要領は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日。以下「確保通達」という。）第 3 項第 3 号及び防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和 7 年防衛装備庁訓令第 1 9 号。以下「適合事業者訓令」という。）第 1 9 条の規定に基づ	

き、防衛装備庁の装備品等及び役務の調達に関する契約の相手方が防衛事業適合事業者である場合において、当該相手方による当該契約に係る情報セキュリティの確保のため、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において用いる用語の意義は、適合事業者訓令、防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領について（装装保第14846号。令和7年7月31日。以下第5第5項において「実施要領」という。）並びに確保通達第2項第1号及び第2号に定めるところによるものとする。

第3 適用の範囲

- 1 装備品等及び役務の調達に関する契約の相手方である防衛事業適合事業者（以下「契約相手方防衛事業適合事業者」という。）及び当該契約相手方防衛事業適合事業者の下請負事業者に当該契約の履行のため保護すべき情報を取り扱わせる場合は、原則として、この要領の規定を他の規則の規定に優先して適用するものとする。
- 2 この要領に定める規定と他の規則の規定との適用関係に疑義が生じた場合は、前項の規定の趣旨に従い、防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長（以下「装備保全管理課長」という。）が決定するところによるものとする。

第4 保護すべき情報の指定

調達要求をする者（以下「要求元」という。）は、装備品等及び役務の調達要求を行うに当たり、次に掲げる情報を保

護すべき情報として指定することを基本とする。

(1) 保護情報取扱原因契約の履行過程において契約相手方防衛事業適合事業者に取り扱わせる取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）第1第2項に規定する取扱い上の注意を要する文書等及び同通達第8に規定する注意電子計算機情報

(2) 保護情報取扱原因契約の履行過程において契約相手方防衛事業適合事業者が生成する情報のうち、次に掲げる情報（装備品等の能力をおおよそ識別できる情報を含む。）

ア 前号の情報の一部を含んでいる情報

イ 解釈又は分析により、前号の情報又は公にすることによって安全保障に影響を及ぼす可能性のある情報が類推できる情報

ウ 契約相手方防衛事業適合事業者が取り扱う情報を組み合わせた結果、前号の情報又は公にすることによって安全保障に影響を及ぼす可能性のある情報が類推できる情報

第5 契約への適用

1 要求元は、付紙様式第1に定める保護すべき情報の指定に関するチェックシート（以下「チェックシート」という。）を用いて、保護すべき情報として指定すべきものの有無等を判断するものとする。なお、当該チェックシートは、契約に至る過程が記録された文書として取り扱うものとする。

2 要求元は、確保通達第3項第1号に規

定する仕様書を補足する細部資料として、付紙様式第2に定める情報セキュリティ指定書を作成するものとする。

3 要求元は、装備品等及び役務の調達要求に係る書類を契約担当官等に送付する際、併せて記入済みのチェックシートを送付するものとする。

4 前項の規定により記入済みのチェックシートの送付を受けた契約担当官等は、要求元による保護すべき情報として指定すべきものの有無等の判断の妥当性について、装備品等及び役務の調達要求の内容及び当該記入済みのチェックシートの内容に照らし点検するものとする。

5 契約担当官等は、第3項の規定により送付を受けた装備品等及び役務の調達に関し、保護すべき情報として指定すべきものがあると認めた場合は、保護情報取扱原因契約に実施要領別紙第1の第11第3項第2号に定める特約条項を付すに当たり、当該調達に係る保護すべき情報が契約相手方防衛事業適合事業者の情報保全体制の下で確実に取り扱われるよう措置するものとする。

6 要求元は、保護すべき情報の指定の変更等を行う必要があると認めた場合は、当該保護すべき情報の指定に係る情報セキュリティ指定書の変更等を行い、当該情報セキュリティ指定書に係る契約担当官等に通知するものとする。この場合において、当該契約担当官等は、当該変更等について、付紙様式第3を基準として、当該変更等に係る保護すべき情報を取り扱う契約相手方防衛事業適合事業者に対する監査の協力の依頼を受けた地方防衛局調達部長等（以下「監査実施地方防衛局調達部長等」という。）及び装備保全管理課長に通知するものとする。

- 7 契約担当官等は、契約相手方防衛事業適合事業者から保護情報取扱原因契約の履行過程において生成した情報について、保護すべき情報に該当するか否か等に係る問合せを受けた場合は、当該保護すべき情報を指定した要求元に確認し、その結果を書面で得た上で、これを当該契約相手方防衛事業適合事業者に送付するものとする。

第6 取扱者名簿

- 1 契約担当官等は、契約相手方防衛事業適合事業者に対し、付紙様式第4及び付紙様式第5を基準として、要求元又は業務上必要と認める者（以下「要求元等」という。）に取扱者名簿を届け出るよう求めるものとする。
- 2 前項の取扱者名簿に記載する内容は、保護すべき情報に接する者の氏名、生年月日、所属する部署、役職、国籍、住所、業務内容及び履行中の他の保護情報取扱原因契約の下で保護すべき情報を取り扱う者としての確認の有無とする。
- 3 要求元等は、前項の規定による取扱者名簿の届出があったときは、次の各号に掲げる観点からその記載内容に不備がないことを確認するものとする。この場合において、不備があることを確認したときは、届出をした契約相手方防衛事業適合事業者に対して再度の提出又は補正を求めるものとする。
 - (1) 記載漏れがなく、かつ、記載内容が正確であること。
 - (2) 取扱者の保護すべき情報を取り扱う業務内容が明確に記載されていること。
- 4 要求元等は、前項の規定による確認をするに当たり、必要に応じ、装備保全管

理課長に取扱者名簿の記載事項について照会するものとする。この場合において、要求元等は、装備保全管理課長に当該取扱者名簿の写しを送付するものとする。

- 5 要求元等は、前2項の規定による確認を行った場合において、取扱者名簿の全部又は一部について不同意とするときは、付紙様式第6を基準として、届出をした契約相手方防衛事業適合事業者はその旨を通知するものとする。
- 6 要求元等は、届出のあった取扱者名簿に不備のないことを確認し、これを受領したときは、届出をした契約相手方防衛事業適合事業者が付紙様式第7の取扱者名簿受領書を交付するものとする。
- 7 要求元等が受領した取扱者名簿に変更が生じた場合は、前各項の手續に準じた手續をとるものとする。

第7 保護すべき情報の交付

- 1 契約担当官等及び要求元等は、契約相手方防衛事業適合事業者に保護すべき情報を交付する場合は、第6第6項の規定により交付した取扱者名簿受領書の提示を求めるとともに、保護すべき情報を記録する箇所に、下線を引いて明示する、枠で囲んで明示する又は文頭及び文末に括弧を付して明示する等の措置をとるものとし、併せて、保護すべき情報のリスト等を交付するものとする。
- 2 前項の保護すべき情報のリスト等は、付紙様式第8を基準として作成するものとする。
- 3 契約担当官等及び要求元等は、第1項の規定により契約相手方防衛事業適合事業者に保護すべき情報のリスト等を交付した場合は、当該保護すべき情報のリス

ト等に記載された文書又はデータファイルを当該契約相手方防衛事業適合事業者が受領したことを確認できるよう記載を求め、受領書の提出を求めるものとする。

- 4 契約担当官等及び要求元等は、前項の規定による受領書の提出を受けた場合は、同項の契約相手方防衛事業適合事業者が同項の文書又はデータファイルを受領した旨を監査実施地方防衛局調達部長等に通知するものとする。

第8 適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いの手続

監査実施地方防衛局調達部長等は、監査対象である契約相手方防衛事業適合事業者から防衛事業適合事業者契約を締結している下請負事業者（以下「適合下請負事業者」という。）に保護すべき情報を取り扱わせることについての届出を受けた場合は、当該届出に係る保護すべき情報の取扱いが当該適合下請負事業者との防衛事業適合事業者契約の範囲内で行われることを確認した上で、契約担当官等に進達するものとする。

第9 未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いの手続

- 1 監査実施地方防衛局調達部長等は、監査対象である契約相手方防衛事業適合事業者から防衛事業適合事業者契約を締結していない下請負事業者（以下「未適合下請負事業者」という。）に保護すべき情報を取り扱わせることについての申請を受けた場合は、当該契約相手方防衛事業適合事業者による当該未適合下請負事業者の確認の内容を点検の上、当該未適合下請負事業者に保護すべき情報を取り

扱わせることの可否又は当該未適合下請負事業者の情報保全体制を直接確認する必要性についての意見を付して、契約担当官等に進達するものとする。

2 前項の進達を受けた契約担当官等は、当該進達に係る未適合下請負事業者に保護すべき情報を取り扱わせることの可否を判断するに当たり、その情報保全体制を直接確認する必要があると認めたときは、当該進達に係る契約相手方防衛事業適合事業者に対して行う監査の例に倣い情報保全体制を確認するものとする。

3 契約担当官等は、第1項の進達又は前項の確認の結果を踏まえ、当該進達に係る未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いについての承認又は不承認を決定するものとする。この場合において、決定の内容については、付紙様式第9を基準として、第1項の契約相手方防衛事業適合事業者に通知するとともに、その写しを同項の監査実施地方防衛局調達部長等に送付するものとする。

第10 未適合下請負事業者に対する監査

1 第9第3項の規定により未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いを承認した場合において当該未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いに関する監査を行う監査官は、当該承認に係る申請を行った契約相手方防衛事業適合事業者に対する監査を行う監査官とする。

2 監査実施地方防衛局調達部長等は、同項の未適合下請負事業者が保護すべき情報を大量に保管している場合、当該未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱い期間が短期間である場合その他未適合下請負事業者による保護すべき情報

の適正な取扱いを促し、又は確認する必要がある場合は、前項の監査官に当該未適合下請負事業者に対する監査を行わせるものとする。

- 3 前項の規定による監査は、防衛事業適合事業者制度等に係る地方防衛局による検査等の実施要領について（装装保第14862号。令和7年7月31日）別紙第2に照らして行うものとする。この場合において、同項の監査官は、監査に必要な資料を契約担当官等に要求することができるものとする。

第11 保護情報取扱原因契約履行後の保護すべき情報の取扱いに関する協議

契約担当官等は、契約相手方防衛事業適合事業者から、保護情報取扱原因契約履行後においても当該契約相手方防衛事業適合事業者が引き続き保護すべき情報を保有することを希望する旨の協議を受けた場合は、その可否について書面により明示的に回答するものとする。保護すべき情報の保有を認めた契約相手方防衛事業適合事業者から、その下請負事業者であった者に当該保護すべき情報を取り扱わせることを希望する旨の協議を受けた場合も同様とする。

第12 保護すべき情報の第三者への開示に関する協議

- 1 契約担当官等は、契約相手方防衛事業適合事業者から、保護すべき情報の第三者への開示に係る協議を受けた場合は、協議の内容について、当該協議に係る調達の要求元に照会するものとする。
- 2 前項の規定により照会を受けた要求元は、保護情報取扱原因契約を履行する上で第三者に保護すべき情報を開示する必

要性を検討した上で、当該第三者への開示の可否について同項の契約担当官等に回答するものとする。

- 3 前項の回答を受けた契約担当官等は、当該回答の内容に従い、付紙様式第10を基準として、第1項の契約相手方防衛事業適合事業者回答するものとする。

第13 事故等発生時の連絡体制及び措置

- 1 契約相手方防衛事業適合事業者又はその下請負先若しくはその委託先において事故等（情報セキュリティ事故及び情報セキュリティ事象をいう。以下同じ。）が発生した場合の連絡体制は、別図を基準とする。
- 2 契約担当官等は、契約相手方防衛事業適合事業者に対し、事故等が発生した場合の防衛装備庁の報告先を周知するものとする。この場合において、契約相手方防衛事業適合事業者の下請負先又は委託先における事故等の報告については、当該契約相手方防衛事業適合事業者を通じて契約担当官等に報告するよう周知するものとする。
- 3 契約相手方防衛事業適合事業者から事故等の報告を受けた装備保全管理課長は、当該事故等が及ぼす影響を勘案し、当該事故等についての情報を装備政策部長その他関係者に迅速に報告し、及び関係部署に共有するものとする。
- 4 前項の規定により事故等の報告を受けた装備政策部長は、当該事故等が及ぼす影響を勘案し、その必要があると認めたときは、事故等への対処の方針を定め、事故等に係る事実関係、原因、経過、影響等を調査し、必要な対策等を講じるものとする。この場合において、契約相手方防衛事業適合事業者からの事故等の報

告（契約相手方防衛事業適合事業者が行う事故等の調査結果を含む。）を勘案し、その必要があると認めたときは、当該契約相手方防衛事業適合事業者又はその下請負先若しくは委託先に対する調査を行うものとする。

5 装備政策部長は、前項の調査を終え、必要な対策等を講じたときは、防衛装備庁長官に報告するとともに、当該事故等が及ぼす影響を勘案し、必要に応じ、防衛大臣に報告するものとする。

6 装備保全管理課長は、事故等の調査の進展により判明した事項について、防衛省に及ぼす影響を勘案し、随時、契約担当官等その他当該事項を必要とする関係者又は関係部署に情報共有を行うものとする。

第14 契約相手方防衛事業適合事業者に対する改善要求

1 契約担当官等は、事故等の調査の結果、事故等が契約相手方防衛事業適合事業者の情報保全体制に起因すると認められる場合は、付紙様式第11を基準として当該契約相手方防衛事業適合事業者へ通知し、改善措置をとらせるとともに、その写しを装備保全管理課長に送付するものとする。

2 契約担当官等は、契約相手方防衛事業適合事業者から前項の改善措置について報告を受けた場合は、当該改善措置の内容を確認し、その結果を防衛装備庁長官に報告するとともに、装備保全管理課長及び調達管理部調達企画課長（保護情報取扱原因契約が中央調達（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号。）第3条に規定する中央調達をいう。）である場合に限

る。以下同じ。)並びに当該調達に係る要求元に通知するものとする。

第15 事故等に関する契約上の処置

- 1 契約担当官等は、第13に規定する事故等の調査の結果を踏まえ、当該事故等に係る保護情報取扱原因契約の履行に与える影響等を検討し、付紙様式第12を基準として協議書を作成し、装備保全管理課長を経て防衛装備庁長官の決裁を受けた上で、当該保護情報取扱原因契約に係る要求元と協議するものとする。
- 2 契約担当官等は、前項の規定による協議が整った場合は、所要の処置を講ずるため同項の要求元及び同項の事故等に係る契約相手方防衛事業適合事業者と協議した上で、契約物品等の処置、損害がある場合の処置その他事故等の処置に関する必要な事項について、付紙様式第13を基準として当該契約相手方防衛事業適合事業者との合意書の案を作成するものとする。
- 3 契約担当官等は、前項の規定により作成した合意書の案について、調達管理部調達企画課長を経て、防衛装備庁長官の決裁を受けるものとする。
- 4 契約担当官等は、前項の規定による決裁を得て契約相手方防衛事業適合事業者と合意書を締結した場合は、その写しを装備保全管理課長、調達管理部調達企画課長及び当該契約相手方防衛事業適合事業者の監査実施地方防衛局調達部長等並びに当該合意書に係る要求元に送付するものとする。

第16 保護情報取扱原因契約の変更・解除

- 1 契約担当官等は、第15第4項の規定

により締結した合意書に基づき保護情報取扱原因契約の変更又は解除を行う必要がある場合は、そのために必要な手続を行うものとする。

2 契約担当官等は、第15第4項の規定により締結した合意書に基づき契約相手方防衛事業適合事業者に対し損害賠償を請求する場合は、当該合意書に関係書類を添付の上、速やかに、歳入徴収官に対し損害賠償債権の発生を通知するものとする。

第17 保護情報取扱原因契約履行後に取り扱う保護すべき情報に関する事故等の処置

第11の規定により保護情報取扱原因契約を履行した後に保護すべき情報を取り扱う防衛事業適合事業者又はその下請負先若しくはその委託先において事故等が発生した場合の対応については、第13から第16までの規定の例に倣い処置するものとする。



付紙様式第1（第5第1項関係）

作成年月日：

保護すべき情報の指定に関するチェックシート

調査要求番号	
調査要求年月日	
調査要求書作成部署	
調査要求決定者 (所属・役職・氏名)	
調査要求件名	
保護すべき情報の指定に関するチェック内容	本調査における企業が取り扱う情報についてのチェック内容 （「はい」又は「いいえ」の該当する□を✓を付す） (1) 本調査において企業に利用させる情報等に関する事項 ・関係者以外への開示を制限する情報の伝達、文書、データ及び物件の貸付け又は提供することはない。 (□はい・□いいえ) (2) 本調査において企業が作成した情報等に関する事項 ・当該情報、文書、データ及び物件の全てを開示することを予定している。又は、積極的な開示は予定していないが求められれば、全て開示できる。 (□はい・□いいえ) (3) 本調査において企業が契約を履行する環境に関する事項 ・契約を履行する現場への入入や契約履行中の情報の取扱いを契約の履行関係者に制限しなくても良い。 (□はい・□いいえ)

上記(1)から(3)までを踏まえた本調査の中の保護すべき情報の有無

設問1 (1)から(3)までにおいて、1つ以上「いいえ」があるか。

☐ 1つ以上「いいえ」がある
⇒保護すべき情報があるため、情報セキュリティ指定書を作成し、特約条項を適用する。
(以降の設問は省略)

☐ 全て「はい」
⇒設問2へ

設問2 国際共同研究開発の相手先や他国の情報を取扱う調査であり、保護すべき情報の指定を行わず企業に情報セキュリティ対策を求めない場合、当該他国との信頼を損なう可能性があるか。

☐ はい
⇒保護すべき情報があるため、情報セキュリティ指定書を作成し、特約条項を適用する。

☐ いいえ
⇒保護すべき情報がないため、特約条項を適用しない。

付紙様式第2（第5第2項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	
	作 成 部 課	
品 名	作 成 年 月	
	仕 様 書 番 号	

1 保護すべき情報として指定する理由（注）

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考

3 特記事項

（注）第1項（保護すべき情報として指定する理由）には、この調査要求（契約）において企業が取り扱う情報を保護すべき情報に指定する理由について、当該企業が容易に理解し、当該情報を保護すべき情報としての確に取扱うことができるよう、分かりやすく、かつ、具体的に記載すること（単に、「注意」又は「部内限り」に指定されているといった記載は避けること。）。また、他の調査要求（契約）において用いた情報セキュリティ指定書の内容をそのまま用い、この調査要求（契約）に当てはまらない指定をすることにならないよう留意すること。

[付紙様式第1を加える。]

[付紙様式第2を加える。]



付紙様式第3（第5第6項関係）

文書番号
発着年月日

（監査実施地方防衛局課長等）

殿

装備政策部装備保全管理課長

（契約担当官等）

情報セキュリティ指定書の変更等について（通知）

下記の契約に係る保護すべき情報の指定の変更等が別紙のとおり行われたので、防衛事業適合事業者が取り扱う秘密の保護及び防衛事業適合事業者による情報セキュリティの確保に関する関係法令の実施要領について（装装保第7038号。令和8年3月31日）別紙第2第5第6項の規定に基づき、通知する。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名
- 3 認証番号（認証年月日）又は契約番号（契約年月）

添付書類：別紙（要求元からの保護すべき情報の指定変更等通知文書）

付紙様式第4（第6第1項関係）

文書番号
発着年月日

（要求元等）

殿

（契約相手方防衛事業適合事業者）

取扱者名簿の届出について

防衛事業適合事業者における保護すべき情報の情報セキュリティの確保に係る契約（締結年月日）別紙（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準）に定めるところにより、下記の契約に係る取扱者名簿について、別紙のとおり届け出ます。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名
- 3 認証番号又は契約番号（年月日）
- 4 納期
- 5 監査対象事業所名等（所在地）
- 6 監査対象部門（所在地）

添付書類：（取扱者名簿）

[付紙様式第3を加える。]

[付紙様式第4を加える。]

付紙様式第5(第6第1項関係)

取締役名簿

(記入後は、「個人情報」及び「注意」の表示を関係規則等に従って行う。)

番号	氏名 (フリガナ)	生年月日	住所	国籍	所属・役職	業務内容	備考

- ※ 氏名欄は、戸籍上の氏名を記載すること。フリガナは、必要に応じ欄を設けて記載しても差し支えない。
- ※ 生年月日欄は和暦表記を基本とする。なお、「S」・「H」等の表記は可とする。
- ※ 業務内容は、a: 役員、b: 従業員、c: 情報システム関係者、d: エンジニア(情報システム関係者を除く。)、e: その他、の記号で記載することを基本とするが、これにより難い場合は、適宜の凡例を様式内に示すなどして記入すること。
- ※ 備考欄には、現在履行中の他の契約での取締役として承認されている場合は、○及び当該関連要求番号を記載する(複数該当する場合は、契約期間が一番長いものを記載)。
- ※ 書ききれない場合は、備考欄のほか、欄外の余白部分又は別紙を用いて補足することは差し支えない。
- ※ 本名簿に記載された個人情報、取締役者としての確認手続にのみ使用し、目的外の利用を禁止する。

付紙様式第6(第6第5項関係)

文書番号

発給年月日

(契約相手方防衛事業適合事業者)

取

(要求元等)

取締役名簿の届出について(通知)

令和 年 月 日付け(契約相手方防衛事業適合事業者の文書番号)で届出のあった標記について、不同意とする旨通知します。
不同意の理由については、当該理由に不開示とすべき情報が含まれることから開示しません。

関連要求番号等：



[付紙様式第5を加える。]

[付紙様式第6を加える。]



付紙様式第 7 (第 6 第 6 項関係)

取扱者名簿受領書			
殿			
受領 年 月 日			
下記契約に係る取扱者名簿を受領した。			
記			
1 調達要求番号			
2 契約品名			
3 取扱者名簿の届出日（文書番号、発番番号等）			
受領者	所属	官職	氏名

[付紙様式第 7 を加える。]

付紙様式第 8 (第 7 第 2 項関係)

送付リスト	
殿	
送達 令和 年 月 日	
所属	官職 氏名
名 称	数量等（枚数、媒体数等）、 データの場合は容量等
備考	
受領書は至急返送されたい。	
----- 切 取 線 -----	
受領書	
殿	
受領 令和 年 月 日	
名 称	数量等（枚数、媒体数等）、 データの場合は容量等
受領書	所属 職位 氏名

[付紙様式第 8 を加える。]



付紙様式第 9 (第 9 第 3 項関係)

文 書 番 号
発 行 年 月 日
(契約相手方防衛事業適合事業者)

殿

(契約担当官等)

未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いについて (承認)

令和 年 月 日付け (契約相手方防衛事業適合事業者の文書番号) で申請のあ
った標記について、承認します。

※不承認の場合は、件名の「(承認)」を「(通知)」とし、以下の本文とする。
(・・・) 標記について、別紙の理由により不承認としますので通知しま
す。

写送付先：監査実施地方防衛局調達部長等

付紙様式第 1 0 (第 1 2 第 3 項関係)

文 書 番 号
発 行 年 月 日
(契約相手方防衛事業適合事業者) 殿

(契約担当官等)

保護すべき情報の第三者への開示について (回答)

令和 年 月 日付け (契約相手方防衛事業適合事業者の文書番号) で協議のあ
った標記について、許可します。

※不許可の場合は
(・・・) 標記について、別紙の理由により不許可としますので通知しま
す。



[付紙様式第 9 を加える。]

[付紙様式第 1 0 を加える。]



付紙様式第 1 1 (第 1 4 第 1 項関係)

文 書 番 号
発 行 年 月 日

(契約相手方防衛事業適合事業者) 殿

(契約担当官等)

(事故名等)に係る改善措置について(通知)

令和 年 月 日付け(契約相手方防衛事業適合事業者の文書番号)で報告のあ
った標記について、「 」を通知します。

※「 」欄には改善措置内容を記入

写送付先：装備政策部装備保全管理課長

付紙様式第 1 2 (第 1 5 第 1 項関係)

装備品等の事故等に関する協議書

		文書番号 令和 年 月 日
殿		
防衛装備庁長官		
下記契約について、保護すべき情報に関する漏えい等の事故等が発生したの で、その措置について協議する。		
契 約 内 容	調 達 要 求 番 号	
	品 名	
	契 約 金 額	
	納 期	
	契 約 相 手 方	
事故等の内容、その影 響及び処置した事項		
契約相手方防衛事業 適合事業者の申し出 た修補措置等の内容		
契約の履行に関する 当庁の意見		
その他		
		文書番号 令和 年 月 日
防衛装備庁長官 殿 (装備保全管理課長経由)		
文書番号(発行年月日)による協議事項については、次のとおり実施された い。		
契約上の措置	(1) 契約相手方防衛事業適合事業者の申出のとおり (2) 契約解除(一部 ・ 全部) (3) その他 ()	
特 記 事 項		

[付紙様式第 1 1 を加える。]

[付紙様式第 1 2 を加える。]

事故等の処理に関する合意書

上記の契約について発生した事故等の処置については、甲、乙協議を行った結果、別紙のとおり合意に達したので、これを証するため、この2通を作成し双方記名の上、各1通を保有する。

甲

乙

※ 認証する。

令和 年 月 日

認定番号第 号

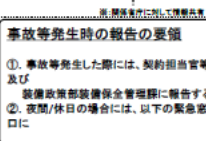
支出負擔行為認證官

別紙には、①契約上処理すべき事項②契約物品等の処理③損害がある場合の処置について、合意した内容を記載する。

※1 中央調達の場合のみ記載する。

※2 (選択):「認証」又は「契約」のいずれかを記入する。

[別図を加える。]



【注】※1：サイバー事業についてはサイバー防衛課長の連絡を行い、関係府庁との情報共有を図るものとする。
※2：事故等の内容が、社会的に影響の大きなものについては官報が各関係府庁との情報共有を行う。
※3：防衛事業連合事務局から契約担当官等及び防衛保全監視課への第一報については、「日記様式」を用いて行うことを基準とする。



別記様式

[別記様式を加える。]

(宛先)

① 会社名 (事業所名を含む。)		
② 連絡先部署、担当名		
③ 電話番号	(内線)	
④ 連絡の内容	☐ ア	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故(疑いおそれ)
	☐ イ	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念の指摘
	☐ ウ	情報セキュリティ事故等
	☐ エ	その他
⑤ 現時点でわかっていることの詳細		
⑥ これまでにとった対応	☐ ア	事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断
	☐ イ	公的関係機関に通報(公的関係機関の名称を合わせて明記)
	☐ ウ	その他
⑦ 影響のある主な契約 ※個別の契約件名でなくともよい。 (例) 〇〇式〇〇に関する契約	☐ ア	防衛設備庁 (担当課等を合わせて明記)
	☐ イ	その他の契約機関 (担当部署を合わせて明記)

※1 省内関係各室への伝達を迅速に行うため、防衛事業適合事業者から契約担当官等及び装備保全管理課への第一報については、この様式を用いて行うことを基本とする。(作成に当たっては、付録の記入要領を参照のこと。)

※2 防衛事業適合事業者から契約担当官等及び装備保全管理課への本報告書の送信は、必ず電話連絡を行ったのちに、電子メール等により行うものとする。また、本報告書を省内関係各署間で送信する場合についても、送信に先立ち、当該送信先に対して必ず電話連絡を行うこと。

※3 防衛事業適合事業者から電子メール等の送信が不可能な場合は、契約担当官等及び装備保全管理課の担当者が上記を聴取し、以降、本様式により省内関係各室へ伝達する。

付 紙

[付紙を加える。]

(記入要領)

(宛先) 防衛装備庁 〇〇部 〇〇課 〇〇 室

① 会社名 (事業所名を含む。)	〇〇(株) 〇〇事業所	チェックは、 ■、 ○、 □のいずれでもよい。
② 連絡先部署、担当名	〇〇課 〇〇	
③ 電話番号	03-0000-0000	(内線 00000)
④ 連絡の内容	☐ ア	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故(疑いおそれ)
	☐ イ	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念の指摘
	☒ ウ	情報セキュリティ事故等
	☐ エ	その他
⑤ 現時点でわかっていることの詳細	〇〇に関するデータの流出の可能性あり	
⑥ これまでにとった対応	☒ ア	事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断
	☐ イ	公的関係機関に通報(公的関係機関の名称を合わせて明記)
	☒ ウ	その他 社内対策会議を開催
⑦ 影響のある主な契約 ※個別の契約件名でなくともよい。 (例) 〇〇式〇〇に関する契約	☐ ア	防衛装備庁 (担当課等を合わせて明記) 〇〇式〇〇に関する契約(防衛庁〇〇課)
	☐ イ	その他の契約機関 (担当部署を合わせて明記) 〇〇の補用品(防衛〇〇補給所)

※ テキスト形式による送信の場合は、下記の略記例を参照
(テキスト形式による送信の場合の略記の例) ※テキスト中の①～⑦の番号は、上記様式中の番号に対応。

情報セキュリティ特約条項第2項の通報

① 〇〇(株) 〇〇事業所
② 〇〇課 〇〇
③ 03-0000-0000 (内線0000)
④ 6-2-1 ア 悪意のあるコードへの感染
⑤ 〇〇に関するデータの流出の可能性あり
⑥ ア 事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断
イ 社内対策会議を開催
⑦ ア 〇〇式〇〇に関する契約 (防衛庁〇〇課)
イ 〇〇の補用品 (防衛〇〇補給所)

備考 表中の [] の記載は注記である。

